

明治国際医療大学大学院 通信教育課程に関する Q&A

出願資格関係

Q1. 専門学校を卒業し、鍼灸院で働いていますが、受験できますか？

A. 専修学校、短期大学等ではり師・きゅう師の免許を取得した後、原則として、実務経験（教員養成課程での就学期間を含む。）を2年以上有している方には、審査の上、受験資格を認めています。このことから、上記の場合に限り「入学資格認定申請書」「学習歴等の調書」等を提出いただくことで出願できます。なお、審査に時間を要しますので、指定された期日までに提出してください。

Q2. 盲学校理療科卒業の場合は可能でしょうか？

A. 盲学校理療科卒業の場合は、最終学歴が高等学校卒業となり、専門学校卒業ではありませんので受験資格を得ることはできません。

Q3. 盲学校の理療科教員をしています、出願は可能でしょうか？

A. 4年制大学を卒業されていれば可能です。なお、大学を卒業されていない場合は、上記Q1・Aの入学資格審査の書類を提出することが必要となります。

入試関係

Q1. 指導教員がどんな専門であるのかよくわからないのですが、待っていれば研究方法などの説明をしてもらえるのでしょうか？

A. 出願に際しては、まず、どのような分野の研究を希望しているのかを、本学所定様式「研究課題についての調査票」に記入し、提出してください。本学担当者より、希望分野の教員をご紹介します。その上で、教員と面談し、研究計画について話し合いをしてください。

Q2. 出願書類にある「研究計画書」は、いつまでに提出したらよいのでしょうか？

A. 出願時に他の書類と一緒に提出してください。なお、研究計画書を作成される際は、記入例を参考にしてください。

Q3. 研究内容、研究方法、研究テーマが明確ではありませんが、何か詳細な資料はありますか？

A. 募集要項に記載されている研究課題を参考にしてください。なお、記載されている研究課題以外で自分が研究したい課題がある場合は、入試事務室までご相談ください。

Q4. 希望する研究が出来ますか？

- A. 条件を整えば可能です。指導教員、研究施設・器材、研究回数等により希望に添えない場合があります。

Q5. 具体的な研究方法は、詳細に打ち合わせをする必要があると思いますが、メールのやりとりだけでよいのでしょうか？

- A. 出願する前に、必ず希望する指導教員と面談してください。メールのやりとりだけで研究方法は決められませんので、面談の上でよく打ち合わせをしてください。

授業関係(基盤科目)

Q1. 自宅学修の場合に、どれくらい勉強したら、学修したと見なされるのでしょうか？

- A. インターネットサイトで提示するコンテンツにより、一定時間学修し、レポート形式の試験に合格すれば単位が取得できます。

Q2. 授業の評価は、どの程度の頻度で、どのように評価されるのでしょうか？

- A. 1単位につき1つのレポート課題が出され、800字～4000字のレポートを提出します。年4回に分けて提出科目及び提出期限が設定されています。

スクーリングについて(専門科目)

Q1. スクーリングの際に、指導教員に指定された曜日に出席できない場合には、どうすれば良いのでしょうか？大学以外の場所でもスクーリングは実施可能でしょうか？

- A. 指導教員に指定された日に出席できない場合は、事前に必ず指導教員に連絡を取り、その指示に従ってください。なお、緊急の場合も、必ず指導教員に連絡を取るようになしてください。

また、スクーリングは原則として本学院の関連施設内で実施しなければなりません。指導教員との相談によりオンラインでの実施も可能です。

Q2. スクーリングは、合計時間数をクリアすれば、スクーリング指定日以外の日程や大型連休に集中して出席することは可能でしょうか？

- A. スクーリング指定日は、教育日程で予め定めていますが、必ずその日に実施しなければならないというものではありません。集中してスクーリングを実施することも可能ですので、希望される場合は、指導教員と調整を行ってください。なお、スクーリングの実施例として次のケースがあります。

- 1) 毎月 第3土、日曜日の大学が指定するスクーリング日 (月2日実施)
- 2) 通常授業休暇中 (夏季8月下旬、冬季2月下旬に各1週間集中で実施)
- 3) 指導教員と都合の合う時間 (不定期で実施)

Q3. スクーリングの際、出席確認はどのように行われるのでしょうか？

A. スクーリングを受講した日を担当教員が記録することで出席確認を行います。

Q4. スクーリング等を大学で受講する時は、自動車の使用は可能でしょうか？

A. 事前に申請を行い、本学から許可を得た場合、自動車の使用が可能です。なお、通学途中の事故については、自己責任となりますので、十分注意してください。

研究について

Q1. 既に長年研究した業績を図書として出版したものがありますが、それを修士論文として提出することは可能でしょうか？

A. できません。修士論文は、在学中に指導教員に指導を受けた研究課題に沿ったものでなければなりません。

Q2. これまで研究したものがありますが、他大学との共同研究の場合には、どのような手続きをすれば、その論文を活用することが出来ますか？

A. 入学以前に研究したものは、提出できません。その研究の延長として指導教員のもとで更に継続し、研究したものは提出できます。なお、指導教員とは関係のない他大学との共同研究は修士論文としては提出できません。

Q3. 臨床研究を行う場合に、開業している施術所の患者さんに十分な説明と同意を得て協力してもらうことは可能でしょうか？

A. 現段階では、ヒトを対象とする臨床研究は、本学院の関連施設内で実施することになっていきますので、開業している施術所で実施することはできません。

Q4. 研究の際、倫理に関する審査委員会の承認が必要となりますか？

A. すべての研究は大学の委員会の承認を得ることが必要になります。例外はありません。以下は人を対象とする生命科学・医学系研究の定義です（「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」厚生労働省、令和3年3月23日制定）。

人を対象とする生命科学・医学系研究とは、人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。

ア 次の①、②、③又は④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。

①傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解

②病態の理解

③傷病の予防方法の改善又は有効性の検証

④医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

Q5. 質問があるとき、どの程度の期間で担当の先生から返事をもらうことが出来るのでしょうか？ また、緊急の連絡をする場合はどうすれば良いのでしょうか？

A. 質問には原則として7日以内に回答したいと考えています。但し、論文などを調べてから回答しなければならないような場合は、それ以上の日数を要しますので、その場合は時間がかかることを7日以内に連絡します。なお、緊急連絡はポータルサイトのメールを使用していただくこととなりますが、即回答ができるとは限りません。緊急連絡をとらなくてもよいように、予め計画的に授業・研究の計画を立ててください。

Q6. 修士の修了試験はどのようにして行われますか？

A. 修士学位論文を提出した後、主査、副査の3名以上の審査員によって最終試験が行われます。最終試験は、主として論文に関する口頭試験となります。

長期履修学生制度について

Q1. 履修期間の延長は可能でしょうか？

A. 実務に就きながら大学院教育が受けられる通信教育課程では、職業等を有している方を対象とした長期履修学生制度を設けています。同制度には3年制コースと4年制コースがあります。3年制コースでは2年制コースの1年次の教育内容を1・2年次で、2年次の教育内容を3年次で履修できるスケジュールとしています。また、4年制コースでは2年制コースの1年次の教育内容を1・2年次で、2年次の教育内容を3・4年次で履修できます。

Q2. 長期履修学生制度の授業料を教えてください。

A. 通常、年間80万円の授業が、3年制コースでは1年次年間56万円、2年次以降52万円に、4年制コースでは、年間40万円に分割となります。

Q3. 長期履修学生制度の3年、4年で履修する計画の際、時間割は均等割するのでしょうか？それとも、演習と特別研究以外は、2年間で全部とっても良いのでしょうか？

A. 特に演習と特別研究は連動していますので、指導教員と一緒に3年、4年の計画表に沿って履修してください。

講義科目は自宅学修ですので、履修しなければならない時期の制限はありませんが、できるだけ修了年度以前に単位を修得しておくようにしてください。なお、授業科目によって開設時期が決まっていますのでそれに従ってください。

Q4. 長期履修学生制度で3年あるいは4年で申請していたが、予定より早く修了することができる見通しができた。変更できるでしょうか？

A. 履修期間は、履修期間の変更申請・許可によって延長または短縮することができます。但し、在学中に履修期間の変更が認められるのは、1回限りです。なお、履修期間を短縮する場合は、研究計画の関係もあることから修了の前年度に変更の申請をしなければなりません。

学生生活について

Q1. 急ぎの場合に、教員に電話等で直接指導を仰いでも良いでしょうか？

A. 原則的にポータルサイトのメールを使用し、指導教員からの連絡を待ってください。但し、緊急の場合は、指導教員等より指定された連絡先に連絡をしてください。

Q2. 通信制の学生でも学割を使うことは可能でしょうか？

A. 通信制学生用の学割が適応されます。スクーリング等で大学へ来る際等に利用するJRの片道営業距離が100kmを超える場合に、乗車券が普通運賃の2割引となります。

Q3. 住居地近隣の他大学の図書館活用のサービスは受けられるのでしょうか？

A. 大学図書館が発行する閲覧願を提出すれば可能です。但し、図書館協会に属している大学に限られます。